

学生総合保障制度 こども総合保険補償概要

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

個人賠償責任補償 (国内外補償) ※個人賠償責任補償条項の一部変更 ※受託品賠償責任補償 ※賠償事故の解決に関する特約セット	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物（情報機器などに記録された情報を含みます。）に損害を与えたり、国内で電車など（※）を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●本人（加入者証記載の被保険者）の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 受託品（被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物をいいます。）については、本人の住宅内に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。（※）電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。 ■お支払いする保険金■ 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金（1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などにかかると賠償については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度。） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。） ●（注1）受託品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）、原動機付自転車、船舶（ヨット・モーターボート等を含みます。）、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 …など ●（注2）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。なお、受託品についての損害賠償金は、その受託品の時価額（※）を超えないものとします。 ●（注3）受託品にかかる損害賠償責任を除き、この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（弁護士を選任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。 ●（注4）学校の管理下中やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従	つていた間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。（※）受託品と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。被保険者の範囲 ①本人 ②本人（加入者証記載の被保険者をいいます。） ③本人の親権者 ④本人の配偶者 ⑤①から③までの同居の親族 ⑥①から③までの別居の未婚の子 ⑦本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。 ⑧②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた損害 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）、原動機付自転車、船舶、航空機などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 …など < 受託品にかかわる保険金をお支払いしない主な場合 > 上記に加えて、次の事由によって生じた損害 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●自然の消耗またはばき、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと …など
育英費用補償 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。（注1）同種の補償・特約をセットした契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。（注2）「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。 ●育英費用保険金をお支払いした場合 ●被保険者が独立して生計を営むようになった場合 ●被保険者が扶養されなくなった場合 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為	または闘争行為 ●自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気に引意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合 …など
学業費用補償 ・進学費用 ・対象外 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。 ●授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費などの、学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ●学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費（制服代を含みます。） ●（注）支払対象期間中の支払年度ごとに、ご加入の学業費用保険金額を限度とします。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為	または闘争行為 ●自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気に引意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合 …など
疾病による学業費用補償 【学業費用】 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 扶養者が保険期間中に発病（※）した病気で死亡したことにより被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。 ●授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費などの、学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ●学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費（制服代を含みます。） ●（注）支払対象期間中の支払年度ごとに、ご加入の学業費用保険金額を限度とします。 ●（※）継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。 ●保険期間開始前に発病した病気で、保険期間開始から1年経過後に死亡した場合については、保険	金をお支払いします。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって発病した病気など ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為 または闘争行為 ●自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気に引意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合 …など
傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒 ・補償セット	■保険金をお支払いする場合■ 【死亡保険金】被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。（注）同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。 【後遺障害保険金】被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。（注）お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。 【入院保険金】被保険者がケガにより入院した場合に、〔ご加入の保険金額×入院日数〕をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内（※）の入院が対象）（※）入院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、入院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の入院のうち45日を限度とします。 【手術保険金】被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度） ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金額×1.0] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金額×5] 【通院保険金】被保険者がケガにより通院（通院に準じた状態（※1））および往診を含みます。）した場合に、〔ご加入の保険金額×通院日数〕をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度（※2））	（※1）医師の指示により、保険の約款に定める部位（長管骨、脊柱、上肢、下肢の3大関節）を固定するためにギプスなど（※3）を常時装着した状態をいいます。（※2）通院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、通院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の通院のうち45日を限度とします。（※3）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスチャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハロ―ベストをいいます。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為 または闘争行為 ●自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気に引意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けに足りる医学的見解のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●特に危険な運動中のケガ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など
借家人賠償責任補償 (国内のみ補償)	■保険金をお支払いする場合■ 日本国内において被保険者が借居または使用する被保険者住所の借戸室を、被保険者の責めに帰すべき事故によって損壊し、借戸室の貸主にに対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ■お支払いする保険金■ 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金（1事故につきご加入の保険金額限度。） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。） ●（注1）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあつ	ては、事前に引受保険会社の承認が必要です。（注2）この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（弁護士を選任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた損害 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●心神喪失による損害賠償責任 ●借戸室の改築、増築、取りこわしなどの工事 ●借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 …など < 受託品にかかわる保険金をお支払いしない主な場合 > 上記に加えて、次の事由によって生じた損害 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●自然の消耗またはばき、変質、変色、欠陥 ●修理、調整作業上のミス ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれら後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 …など
生活用動産補償 (国内のみ補償)	■保険金をお支払いする場合■ 日本国内において被保険者が所有する生活用動産に偶然な事故による損害が発生した場合、時価額（※）で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。（保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度）（※） 保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。（注1）生活用動産に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶（ヨット・モーターボート等を含みます。）、自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みま	す。）・原動機付自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン …など ●（注2）自己負担額（1回の事故につき、盗難の場合3万円、火災・落雷・破裂・爆発の場合0円、その他の場合1万円）があります。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●台風、暴風、洪水、豪雨などの風水災 ●自然の消耗またはばき、変質、変色、欠陥 ●修理、調整作業上のミス ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれら後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 …など
被害事故補償 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が犯罪行為（人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為で、警察署に届け出た場合）またはひき逃げ事故により、事故日を含めて180日以内に死亡または後遺障害（別途定める第1級～第4級）が生じた場合、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して保険金をお支払いします。 ■お支払いする保険金■ 次の損害額を、保険の約款に定める算定基準により算出してお支払いします。（1事故につきご加入の保険金額限度） ●死亡の場合：葬儀費・逸失利益・精神的損害	●臨時費用（※） ●その他の損害 ●後遺障害の場合：逸失利益・精神的損害・将来の介護料 ●臨時費用（※） ●その他の損害（※） 臨時費用は1回の被害事故につき、死亡10万円、後遺障害2万円を限度とします。（注）損害賠償金や他の給付金（犯罪被害者等給付金など）がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●被害事故のほう助、容認、誘発 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など

学生総合保障制度 こども総合保険補償概要

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

熱中症危険補償 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 急激かつ外来の日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。【対象となる保険金】 「傷害補償」 「死亡・後遺障害・後遺障害追加・入院・手術・通院」の保	■保険金をお支払いしない主な場合■ 「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ
特定感染症補償 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、後遺障害追加支払保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。なお、【入院保険金支払限度日数短縮特約】または【通院保険金支払限度日数短縮特約】がセットされている場合であっても、この特約に基づく入院保険金または通院保険金の支払限度日数は短縮さ	れません。) ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって発病した特定感染症 ●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(初年度契約の場合) ●次の事由により発病した特定感染症 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震・噴火またはこれらによる津波 ④戦争・革命・内乱・暴動 ⑤放射線照射・放射能汚染 …など
傷害医療費用補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償セット	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者がケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。(1事故につきご加入の保険金額限度) ●公的医療保険制度の一部負担金と病院に支払った治療費 ●入院・転院のための交通費 ●医師の指示により購入した薬剤・医療器具などの費用(注) 労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。	■保険金をお支払いしない主な場合■ 「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ
救護者費用等補償 (入院条件3日型) (国内外補償) ・細菌性食中毒補償セット	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が次のいずれかに該当したことにより、ご契約者、被保険者またはその親族が捜索救助費用などを負担した場合に、その費用に対して保険金をお支払いします。(保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度) ●搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ●急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要ことが警察などによって確認された場合 ●被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または3日以上続けて入院した場合 お支払いする保険金	被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費(遭難等の発生場所が日本国外の場合20万円、日本国内の場合3万円が限度) ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた費用 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)*原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●脳疾患、病気または心拍喪失 ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)* ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●特に危険な運動中のケガ(ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など
携行品損害補償 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券等、通貨等は合計5万円)を限度として、時価額(※)で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。(保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度) (※) 保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。(注1) 携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット・モーターボート等を含みます。)*、自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みま	す。)*、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 …など (注2) 自己負担額(1事故につき3,000円)があります。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)*原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 …など
疾病入院医療保険金 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が保険期間開始後に病気を発病(注1)し、保険期間中に1泊2日以上入院を開始した場合に、【ご加入の保険金日額×入院日数】をお支払いします。(1回の入院(注2)につき60日限度) (注1) 発病について ●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。 ●保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に発生した入院については、保険金をお支払いします。(注2) 同一の疾病治療を目的として退院日	を含めて180日以内に開始した入院については1回の入院とみなします。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって発病した病気など ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●アルコール・薬物依存 ●妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩はお支払いします。)* ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など
疾病手術医療保険金 (国内外補償) (公的医療保険準拠型)	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が保険期間開始後に病気を発病(注1)し、保険期間中に所定の手術(放射線治療を含みます。)(注2)を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 【疾病入院医療保険金日額×10】 ② ①以外の手術の場合 【疾病入院医療保険金日額×5】 (注1) 発病について ●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。 ●保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に受けた手術については、保険金をお支払いします。(注2) 同日に複数回手術を受けた場合などは、お支払い額の高い手術1回とします。放射線治療	については、最後は放射線治療を受けた日から60日以内に受けたものについては、お支払いできません。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって発病した病気など ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●アルコール・薬物依存 ●妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩はお支払いします。)* ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など
疾病入院療養一時金 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が保険期間開始後に病気を発病(注1)し、継続して60日以上入院が必要と保険期間中に医師に診断された場合に、ご加入の保険金額をお支払いします。(同一の病気につき、保険期間(注2)を通じて1回限度) (注1) 発病について ●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。 ●保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に行われた診断などについては、保険金をお支払いします。(注2) この保険	契約が継続契約の場合には、継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって発病した病気など ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●アルコール・薬物依存 ●妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩はお支払いします。)* ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など

・次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。【個人賠償責任補償・携行品損害補償・育児費用補償 等】
 ・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。
 ・このパンフレットは総合保障制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

■取扱代理店・扱者

株式会社教備 教備インシュアランス

TEL : 0120-258-515

〒400-0855 山梨県甲府市中小河原1-11-10

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

学校契約センター

TEL : 076-443-8740

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)
 〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111